

## 猟犬の管理について

猟犬と思われる犬が捕獲され、動物愛護センターで保護しても、鑑札等の所有明示がないため、飼い主に返還されない事例が発生しています。

はぐれた猟犬が人、家畜、野生鳥獣等を襲うこともあります。過去には、県内において小学生が猟犬に襲われて死亡するという痛ましい事故も起きています。

所有する猟犬の管理は厳重に行い、迷い犬にならないようにしてください。

### ■飼い主（管理者）が実施すること

#### ★狂犬病予防法に基づく登録、予防注射を実施する

#### ★鑑札・注射済票を首輪に装着する

\* 登録・狂犬病予防注射についてはお住まいの市町村担当課にお問合せください。

鑑札・狂犬病予防注射済票（例）



- 首輪が取れた場合を想定して、飼い主の連絡先が分かる**マイクロチップ**を装着する  
\* マイクロチップ装着については、お近くの動物病院にご相談ください。
- 飼い主の住所、氏名、連絡先を明記した迷子札の装着に努める
- 飼い犬の行方が分からなくなったら、神奈川県動物愛護センター等の行政機関に速やかに連絡する
- 猟犬は当日中に回収する
- 猟に使えなくなった犬であっても終生飼養する
- 繁殖した犬を他の者に販売する場合は、動物取扱業の登録をする

#### ★みだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、 避妊又は去勢手術を行いましょう

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護・水道グループ

045-210-4947（直通）

環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ

045-210-4319（直通）